

新潟市教育委員会 令和4年4月 定例会会議録

日時	令和4年4月26日(火) 午後3時30分		
場所	新潟市役所 ふるまち庁舎 4階 教育会議室1		
教育長	井崎 規之		
出席委員 (8名)	田中 賢一	出席委員	乙川 千香
	渡邊 純子		中津川 英子
	大宮 一真		畠山 典子
	五十嵐 悠介	欠席委員	
	齋藤 昭彦		
会議出席 教育委員会 事務局職員 (9名)	職・氏名		職・氏名
	教育次長	池田 浩	
	教育次長	本間金一郎	
	教育総務課長	渡辺 和則	
	保健給食課長	袖山 直也	
	学校人事課長	金山 光宏	
	学校支援課長	丸山 明生	
	生涯学習センター 所長	辻村 理恵	
	歴史文化課長	遠藤 和典	
	教育総務課 課長補佐	相崎 敦子	
他部署 出席者(0名)			

開会	時刻	午後3時30分
	宣言者	教育長
付議事件 (9件)	議案第1号	第35期新潟市社会教育委員会の委嘱について
	議案第2号	第26期新潟市文化財保護審議会委員の委嘱について
	議案第3号	令和5年度使用新潟市立小学校用教科書用図書採択に関する基本方針について
	議案第4号	令和5年度使用新潟市立中学校用教科書用図書採択に関する基本方針について
	議案第5号	令和5年度使用新潟市立高志中等教育学校前期課程用教科用図書採択に関する基本方針について
	議案第6号	令和5年度使用新潟市立特別支援学校・特別支援学級用教科用図書採択に関する基本方針について
	議案第7号	令和5年度使用新潟市立高等学校用教科用図書採択に関する基本方針について
	議案第8号	令和5年度使用新潟市立高志中等教育学校後期課程用教科用図書採択に関する基本方針について
	議案第9号	令和4年5月議会臨時会の議案について (1)令和4年度新潟市一般会計補正予算について
報告 (4件)	新型コロナウイルス感染状況について	
	成年年齢に引き下げに伴う学則の変更について	
	令和5年度新潟市立学校教員採用選考検査の概要について	
	新潟市総合計画の策定状況について	

第1 開会宣言

- 教育長 午後3時30分 開会を宣言する。
これより、4月教育委員会定例会を開催いたします。
本日、報道関係者より委員会を撮影及び録音したい旨の申し出がありますが、これを許可することにご異議ありませんでしょうか。
(異議なし)
よろしければ、許可することで決定します。

会議録署名委員の指名

- 教育長 日程第1 会議録署名委員の指名を行います。新潟市教育委員会会議規則第11条により、会議録署名委員に齋藤委員及び乙川委員を指名します。

第2 付議事件

- 教育長 次に、日程第2 付議事件です。説明の都合上、議案第2号「第26期新潟市文化財保護審議委員会委員の委嘱について」を歴史文化課から説明をお願いいたします。

- 歴史文化課長 歴史文化課でございます。よろしくお願いいたします。
付議4ページをお開きいただきたいと思います。議案第2号「第26期新潟市文化財保護審議委員会委員の委嘱について」でございます。文化財保護審議委員会委員は新潟市文化財保護条例に基づいて委嘱しています。定数は11名、任期は2年でございます。現在の第25期委員の任期は本年5月末日まで。次期26期の委員の任期は本年6月1日から、2年後の令和6年5月31日までとなります。

文化財はジャンルが幅広いため、専門家による委員によって構成されております。委員候補の所属専門分野、委員年数等は一覧表に記載しております。

5ページに、第26期の委員としてお願いしている方、6ページに、現在の第25期の委員を記載しております。第26期は第25期に委員をお務めいただいた11名全員に引き続き委員をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

- 教育長 ありがとうございます。
ただいまの説明にご質問やご意見のある方の挙手を求めます。
よろしいでしょうか。
それでは、議案第2号について承認することよろしいでしょうか。
(異議なし)
それでは、そのように決定いたします。

次に、議案第3号から議案第8号、教科用図書採択に関する基本方針については、関連がございますので一括して審議を行いたいと思います。学校支援課から説明をお願いいたします。

- 学校支援課長 付議7ページをご覧ください。令和5年度使用新潟市立学校用教科用図書採択に関する基本方針について、議案第3号から議案第8号ま

で一括してご説明いたします。

教科用図書採択は毎年実施しております。その実施内容として、義務教育小学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令第 14 条により、特別支援学校及び特別支援学級で使用する一般図書を除き、義務教育小学校では 4 年間、同一の教科用図書を使用することとなっております。小学校は令和元年度に令和 2 年度の教科用図書を採択しました。中学校は令和 2 年度に令和 3 年度の教科用図書を採択しました。高等学校と特別支援学校及び特別支援学級で使用する一般図書に関しましては毎年の選定となっております。以上を踏まえて、令和 5 年度使用の新潟市立学校用教科用図書採択に関する基本方針について説明いたします。

付議 7 ページは一覧にまとめたものですので、付議 8 ページ以降、一つひとつ説明していきます。8 ページをご覧ください。議案第 3 号です。小学校用教科用図書に関する基本方針についてです。小学校用教科用図書は令和 4 年度と同一の教科用図書を採択します。小学校用教科用図書については以上です。

議案第 4 号、付議 9 ページをご覧ください。中学校用教科用図書に関する基本方針についてです。中学校用教科用図書も令和 4 年度と同一の教科用図書を採択します。中学校用教科用書については以上です。

議案第 5 号、付議 10 ページをご覧ください。高志中等教育学校前期課程用教科用図書に関する基本方針につきましても、中学校用教科用図書採択に関する基本方針と同様になります。

議案第 6 号、付議 11 ページをご覧ください。特別支援学校、特別支援学級用教科用図書採択に関する基本方針についてです。1 点目、一般図書の採択を行います。2 点目、採択に関しては無償措置法、関係法令及び通知に基づいて厳正に行います。3 点目、学校運営や学習指導の任に当たる教職員の研究成果とその意見を参考に採択します。4 点目、図書の採択は審議委員会の答申に基づき、教育委員会が決定します。特別支援学校、特別支援学級用教科用図書については以上です。

続きまして、議案第 7 号、付議 12 ページをご覧ください。高等学校用教科用図書採択に関する基本方針についてです。1 点目、教科用図書の採択は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 21 条第 6 号の規定によって教育委員会が行うこととなりますが、採択に当たっては各学校がそれぞれの教育課程に即して、教職員の意見や希望が反映させるようにします。2 点目、校長に、その学校に適する教科用図書を次の四つの項によって選定させ、その結果を尊重して採択します。(1) 自校の教育課程実施に最も適切であると判断される教科用図書であること。(2) 文部科学省の教科書編集趣意書等を活用するなど、教科用図書の比較検討を組織的、計画的に行うこと。(3) 選定のための委員会等

を設ける場合は、人選や機構について慎重に考慮し、責任体制を明確にすること。(4) 不当な宣伝や勧誘に左右されることなく、公正を確保すること。高等学校用教科用図書については以上です。

最後に、議案第 8 号、付議 13 ページをご覧ください。高志中等教育学校後期課程用教科用図書採択に関する基本方針についても、高等学校用教科用図書採択に関する基本方針と同様でございます。

以上が、令和 5 年度使用新潟市立学校用教科用図書採択に関する基本方針でございます。よろしくお願いいたします。

○教育長

ただいまの説明に質問やご意見のある方は挙手のうえご発言を願います。

よろしいでしょうか。

それでは、議案第 3 号から第 8 号について承認することよろしいでしょうか。

(異議なし)

それでは、そのように決定いたします。

次に、議案第 9 号「令和 4 年 5 月議会の臨時会の議案について」は、市議会に議案の公表前であることから非公開としたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

それでは、公開案件の終了後に非公開案件として再開し、報告いたします。

第 3 報告

○教育長

次に、日程第 3「報告」に入ります。

はじめに、新型コロナウイルス感染症感染状況について、保健給食課、学校支援課から説明をお願いいたします。

○保健給食課長

新型コロナウイルス感染症の感染状況についてご報告申し上げます。追加資料 1 をご覧いただきたいと思っております。上段が新規感染者数でございます。オミクロン株の影響のある 1 月以降の状況でございます。上の折れ線が市内全体の新規感染者の発生状況となります。下の青棒グラフが市立学校園の児童生徒等の新規感染者数ということになります。4 月に入り春休み明け後に児童生徒の感染が増えてきており、4 月 4 日、5 日あたりの始業式前の学校再開以前のことでありますけれども、これまで最多の約 80 名ずつの感染が確認されたところです。近日でも、4 月上旬よりはやや少ない傾向となりましたけれども、依然として高止まりしている状況です。

下段になります。学級閉鎖の状況でございます。その日ごとでの学級、学年閉鎖、または休校を行っている学校園の数であります。小学校、中学校、その他ということで、校種ごとに色を分けてお示したところです。新学期の始まりとともに学級閉鎖を行う学校が増え、4 月 16 日には最多の 51 校で何らかの閉鎖措置を行い、本日時点では 24 校で、小

学校 18, 中学校 5, その他ということで一つの学級または学年閉鎖を行っているところがございます。このように、校種別で見ますと、緑色になりますが、小学校で学級閉鎖の状況が多いことが分かります。今週末からゴールデンウィークに入ります。学校外での活動が増え、感染リスクの高まる機会が増えることも想像できます。引き続き、児童生徒や各家庭の理解と協力を得ながら、揺るぎなく感染症対策に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、追加資料 2 をご覧いただきたいと思います。市立学校園での感染が確認された場合の学級閉鎖等の運用の見直しについてご報告申し上げます。現状では、表の左のように感染者が確認されまして、感染者が一人であったとしても、感染者が感染可能期間、2日前以降になりますが、登校していた場合に、学級単位を基本に 3 日間ということで学級閉鎖の措置を行っているということでございます。4 月以降の感染判明後の状況を見てみますと、学級閉鎖を行ったとしても、その後、その学級から濃厚接触者が特定されないケースや、感染者が一人確認されても、学級内で感染の広がりはそれほど多くなく少ない傾向が見えてきたところがございます。そういった状況ですとか、学校現場からの意見、声または他都市の運用の状況などを踏まえ、国が示す例のように、表の右側になりますけれども、一人の感染者が確認された場合に、一律閉鎖するというのではなく、同じ学級内で濃厚接触者が複数人特定されたり、また、ほかに発熱や咳などの症状があったり、ほかにも感染者が発生したりといったように、感染が広がっている可能性が現に高い場合に学級閉鎖し、逆にいえば、感染の広がりのおそれがない、または低いのであれば閉鎖はしないとといった対応に改めるものでございます。学校現場もこれまで学級閉鎖に関する事務、業務の中で、例えば濃厚接触者の特定作業を早めるですとか、短時間で行うことがこれまで多くの事例に対応した中でそういった経験、ノウハウが蓄積されたところもあったことも考え合わせながら実施しているものです。閉鎖する場合の期間は変更せず 3 日間を基本といたします。このように、学級内での感染の状況や児童生徒の学びの保障の観点を踏まえながら、もし、感染の広がりのおそれが見えるようであればしっかり閉鎖して、さらなる広がりを止めるといった対策を行ってまいりたいと考えております。変更は記載のとおり、明日からを予定しているところでございます。

私からの報告は以上でございます。

○教育長

ただいまの説明にご質問、ご意見がある方は挙手のうえご発言願います。

○五十嵐委員

明日から変更があるということでございますけれども、感染者数が高止まりしている中でルールが変わることになりますし、私としては、子どもたちの学びの機会を提供するのは素晴らしいことだと思うのですが、やはり家庭の方が混乱するというか、不安に感じる部分があっ

て、学校に問い合わせをされることもあるかもしれませんので、学校の負担が増えないように、しっかりと教育委員会のほうで各学校に対してバックアップ、フォローアップしていただければと思います。よろしくお願いいたします。

○乙川委員

今、五十嵐委員がおっしゃったように、学校の現場のこれまでの状況やデータがあって、このように変更されたことと思いますが、やはり保護者の皆さんが不安に思われる部分で、今、変わったばかりですので、先生方も変更内容の周知がきちんとできるように。あとは先生方が学校によってお答えが違うということがないように対応を見守っていただきながら柔軟に、学校では困りました、こんな質問がきましたといったところもQ&A的な形で対応していただけるとありがたいと思います。Q&A的なものというのは、学校と教育委員会のほうで対応をこのようにしますといったものが現場や保護者にどのような形でいっている状況ですか。

○保健給食課長

まだQ&Aという形では作っておりませんが、今までの蓄積の中で、お互いに通知文の中で書かせていただいたところもありますので、今後そういうところが出ると思いますので、そこはしっかりと寄り添いながら進めていきたいと思っています。

○齋藤委員

新しい方法で、今後、学校での対応をされていくと思うのですが、ぜひこの後見ていただきたいのが、こういった対応をしていく中で、これでうまくいくのか、あるいはいかない場合も多分あると思うのです。今、感染がかなり広がっている中で、その人からの感染なのかあるいは全く別からもらったのかも分からないような状況にありますけれども、この方法で、ほとんどはうまくいくのでしょうか、うまくいかなかったときに何が問題だったのかということは見ておくべきだと思います。学校でも、例えば幼稚園も含め1年生から中学3年生までいるわけですが、多分、学年が低くなればなるほど適用というものが難しくなってくると思います。これが本当に適用されたのがだいたいどのくらいの学校で、一方で低学年とか園などでは濃厚接触者が複数というのはけっこう多いと思うのです。そういったところで感染者数がどう変化したのかとか、変更後というところがありますので、変更前と変更後でどのような変化があったのか、感染者数に対してどう影響を与えるのか。このあたりはぜひ後で検証していただくと、いろいろな意味で参考になりますので、よろしくお願いいたします。

○島山委員

学びの機会を提供するというところで、4月の学級づくり等に、グラフを見ると学級閉鎖が大変多かった中で、学校もなかなか大変だったのではないかと思います。聞くところによると、一つの学級で2回も3回も学級閉鎖があるということもお聞きしていますので、こういう形で一歩前進したというか、ウィズコロナという中で学校の教育活動を充実していくことも大事ではないかと思いました。濃厚接触者等が複数であるということ、その逆をいえば、一人では学級閉鎖にはならないということですので、そ

の子の特定につながりづらいというところでもよかったですと思います。コロナ禍の生活が進んでいる中で、子どもたちもお互いにそういうことは分かっていますので、その子を責めるということはないと思いますし、ないことを願っております。

○田中委員 明日から変更ということですが、変更についての保護者あての文書が出るわけですね。その中には、先ほど課長がお話したように、なぜこのように変更していくのかというあたりの説明というか、保護者が納得するような文言で書かれているととらえていいのでしょうか。

○保健給食課長 そういったことも含めて、ひな形、参考例として学校園にお願いしております。今日、すでに子どもたちに渡した学校もあるかと思いますが、さらにお問い合わせ等に対しましては丁寧に対応していければと考えています。

○田中委員 ぜひ、保護者が不安を抱かないように、安心できるように通知していただければと思っています。

○渡邊委員 学校の学びを止めないということで、私もいいことだと。3日間の学級閉鎖を解除できるのはいいことかと思うのですが、変更後のア、イ、ウにも書いてありますが、その中の一つでも、確認されたときは今までどおりということなのですが、濃厚接触者をどのように判断するかというのが前から疑問というか、学校の判断でやっていると思うのですが、その辺のところは、連休明けの5月に入るとうちの近隣の小学校では運動会なども始まりますし、学校行事が目白押しになった場合に、一人陽性者が出たら、あとは濃厚接触者がいないからいいやという感じで、行事をやっていっていいのかどうかということも含めて、多分、学校が判断するのだと思うので、その辺のところの基準もしっかり保護者なりに説明できるようにしていただければと思います。

○保健給食課長 今でも、濃厚接触者の選定につきましては、保健所とともに、こういった場合は特定しますといったような事例を細かくリスト化して、それに当てはめていくと特定できてしまうものを作っておりますので、引き続き、濃厚接触者の特定が緩むことのないよう、そこは引き続き丁寧に学校とともに意を尽くしていきたいと思っています。

○中津川委員 今ほどの渡邊委員、畠山委員がおっしゃったことと重複しますが、学びを止めないという意味では、今回の変更というのは、きっと学校現場の皆様にとってもはよいことなのだろうと思っています。新学期、新しい学年がスタートするにあたって、最初の3日間というのは先生方にとってとても重要で、新しい学級運営にとって非常に貴重な日であるにもかかわらず学級閉鎖が続き、皆様、本当に大変な思いで過ごされているのだろうと拝察しております。

1点、別な質問なのですが、毎日資料等を送っていただいておりますけれども、幼稚園のところはゼロになっておりますが、あれは本当にゼロなのでしょうか。

○保健給食課長	幼稚園は園数が少ないこともあり、本当にゼロです。
○教育長	新潟市立の幼稚園しか数えていませんので。
○中津川委員	たった一人も発生していないということになるのですか。
○保健給食課長	人数としますとゼロではありませんが、かなり少ないです。
○中津川委員	なので、学級閉鎖になるような事態にはなっていないと。
○保健給食課長	そういうことです。
○中津川委員	分かりました。ありがとうございます。
○教育長	ほかによろしいでしょうか。 それでは、この報告案件については終了とさせていただきます。 付議案件の1件目にお戻りください。付議の議案第1号「第35期新潟市社会教育委員の委嘱について」、生涯学習センターから説明をお願いいたします。
○生涯学習センター長	付議1をご覧ください。議案第1号「第35期新潟市社会教育委員の委嘱について」をご説明いたします。付議2をご覧ください。社会教育委員は新潟市社会教育委員に関する条例において定数を11名とし、学校教育、社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、学識経験のある者、市内に住所を有する者のうちから、教育委員会が委嘱すると定めており、このたび、第35期の委員として各分野で活躍されている方を委嘱させていただきました。公募委員につきましては、新潟市社会教育委員公募委員選考委員会における選考の結果、基準を満たす応募者がいなかったため、新潟市社会教育委員の公募に関する要領第2条に基づき、別途委嘱させていただきました。任期は令和4年5月2日から令和6年5月1日までの2年間です。 付議3をご覧ください。参考までに、第34期新潟市社会教育委員の名簿になります。 以上で説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。
○教育長	ただいまの説明にご質問やご意見がありましたらご発言願います。 よろしいでしょうか。 それでは、議案第1号については承認することによろしいでしょうか。 (異議なし) そのように決定いたします。 それでは、報告の2番目に入りたいと思います。成年年齢引き下げに伴う学則の変更について、学校支援課から説明をお願いいたします。
○学校支援課長	成年年齢引き下げにかかる学則の改正について報告いたします。はじめに、このたびの学則の改正につきましては、遅くとも昨年度3月の定例教育委員会でご審議いただくべきでしたが、県教育長の対応を踏まえて検討する必要があったことから、3月定例教育委員会での審議ができませんでした。改正民法の施行に合わせて学則を改正する必要があったため、昨年度中に改正手続きを終え、教育委員の皆様には本日改めて報告させていただくことといたしました。

それでは、別紙の説明資料に沿って学則改正の概要を説明いたします。1、法改正の趣旨等についてです。資料としては添付しておりませんが、学則改正の検討において根拠とした令和元年12月17日付文部科学省事務連絡では、法改正の趣旨について、若年者の自己決定権を尊重して、その積極的な社会参加を促し、社会を活力あるものにする意義を有するとされています。さらに、成年年齢に達したとしても、若年者の社会的自立に対して支援をする必要があると若年者への支援を強調しています。

次に、2、学則の改正内容についてです。改正法の趣旨にかんがみ、生徒が成年者の場合は、退学等に係る手続きを行う主体を生徒本人とするよう改正いたします。具体的には、条文中の保護者の後ろに、「(生徒が成年者の場合は本人)」を追加しています。転学、休学等も同様となります。改正の詳細については各校の新旧対照表をご覧ください。なお、明鏡高等学校は定時制高校であり、これまでも成年者の入学が想定されていたことから、生徒の進路変更に関する規定は従前から保護者(生徒が成年者の場合は本人)となっていました。そのため、民法改正後も大きな改正は不要となっています。

次に、3、県教育長の対応についてです。民法改正に伴い、県立高等学校等でも学則の改正を行っていますが、退学や転学等の進路変更における手続きの主体を生徒本人とする改正に加え、若年者支援として保護者のかかわりを努力義務として規定するよう各校を指導しており、この点が市と異なります。保護者のかかわりを学則上に規定すべきかは市でも検討いたしました。最終的に学則にはなじまないと判断しました。

次に、4、成年年齢に達した生徒に対する支援についてです。文部科学省事務連絡のとおり、若年者への支援は引き続き重要であることから、学校には父母等と連携して対応するよう指導しております。また、学校の対応を文書により保護者に周知しています。

最後に、5、育てたい生徒像についてです。令和4年3月30日付文部科学省事務連絡。高等学校等の新学習指導要領のスタートの契機とするこれからの高等学校教育に関する文部科学大臣メッセージでは、成年年齢引き下げ後の教育において特に重視すべき資質、能力として、社会的、職業的自立に向けて必要な基盤となる資質、能力と、社会の形成に主体的に参加するための資質、能力を挙げています。教育委員会では、これまでの第4期新潟市教育ビジョンにおいて、これからの社会で自信を持って自己実現していきける生徒の育成を目指してきましたが、これは、成年年齢引き下げ後に重視させる資質、能力と重なるものと考えています。新学習指導要領の趣旨の実現と合わせ、引き続き、これら資質、能力の育成を図っていきたいと考えています。

以上で報告を終わります。

○教育長

ただいまの説明に質問やご意見があるかたは挙手のうえご発言を願

います。

○田中委員

3 番の県教育庁の対応のところなのですけれども、保護者のかかわりを努力義務として学則上に規定していると示されています。先ほどの説明ですと、市でも検討したのだけれども、学則にはなじまないという話です。いろいろ議論されたと思うのですが、保護者のかかわりというのは非常に大事ですよね。市の場合は、学則上には載せないけれども、どこかで保護者にそのことをしっかりと伝えておくとか、そういったことはありますでしょうか。

○学校支援課長

保護者用の通知というの、保護者文例を市の通知と合わせて出しております。その中に、成年年齢に達した生徒に対する支援として、こういう文言を見せました。若年者については、成年年齢に達したとしてもいまだ成長の過程にあり、社会的自立に対して引き続き支援が必要であることから、退学等に係る手続きを行う際には、事前に学校、生徒及び生徒が成年年齢に達するまで保護者であった父母等との間で話し合いの場を設けるなど、その父母等との連携を図ることとしています。この文章で保護者が生徒と相談をしながらということをやっているということ載せてあります。

○田中委員

学校が保護者と連携するということですか。

○学校支援課長

はい。

○田中委員

保護者が学校に対して積極的に連携を求めていくという表現ではないということでしょうか。

○学校支援課長

保護者が学校に対して、学校もちろん保護者に対してという双方向の関係でもあると思うのですけれども。

○田中委員

両方から連携をするというふうに表現されていると理解していいのでしょうか。

○学校支援課長

はい。

○田中委員

分かりました。

○教育長

ほかにございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、この報告については終了いたします。

次に、「令和 5 年度新潟市立学校教員の採用選考考査の概要について」を学校人事課から説明をお願いいたします。

○学校人事課長

学校人事課でございます。

あらかじめの配付資料ではなく、今、配付させていただいた資料で説明させていただきます。「令和 5 年度新潟市立学校教員採用選考検査の概要について」でございます。今年度の教員採用選考検査の基本方針は、お示した 2 点です。この方針に基づいて、本年度も厳正な教員採用選考検査を行います。

2 点です。願書交付受付期間は 4 月 22 日(金)から 5 月 24 日(火)までです。出願者からは、電子申請のみで受け付けます。会場は、昨年度と

同様に、1次検査を高志中等教育学校、2次検査を上山中学校で行います。1次検査の結果通知は7月末、2次検査の結果通知は9月末を予定しております。

3、採用予定者数です。括弧内の数字は昨年度示した採用予定であります。今年度末の定年退職者数が昨年度と比べ増える見込みがあるなどの理由から、今年度は昨年と比べて小学校で10人、中高共通で15人、特別支援学校で4人、それぞれ増加の予定数を示しました。養護教諭については、今年度末の定年退職者数が昨年度と比べ減る見込みでございますので、採用予定者数を6人減で発表いたしました。

4、選考区分です。特別選考Ⅱから特別選考Ⅷまでは、提出書類を審査し一部の検査が免除となる場合があります。

続いて、5の優秀な人材確保のためにです。1点目、特別選考により即戦力となる教員の確保に努めてまいります。2点目です。複数免許状の取得等による加点を行い、力量ある教員の確保に努めます。また、今年度は新たに高等学校教諭、情報の免許状取得または取得見込みの者に加点を行うことといたしました。3点目です。先ほど配付させていただいた教員採用リーフレットは、新潟市の教育の魅力がより伝わるように、今回、大きく構成を見直しております。昨年度作成した動画を含め、教員の魅力を発信する取組を今年度も引き続き継続してまいります。

4点目です。今年度も大学や高等学校でのガイダンスを積極的に実施し、受験者の増加を目指してまいります。

最後に、新型コロナウイルス感染症対応についてです。今年度も昨年度と同様に、万全の対策を講じて検査を実施いたします。具体的には、受験者に対して事前に検温させ、当日、その記録を回収し確認いたします。当日も受付で検温を実施いたします。検査の前後には消毒を確実に行ってまいります。検査室の受験者が密とならないよう人数制限するなど、状況に応じて検討してまいります。

学校人事課からの報告は以上です。

○教育長

ただいまの説明にご質問やご意見がございましたらお願いいたします。

○乙川委員

分からないので教えていただきたいと思うのですが、先生の採用の人数が示されていますが、いろいろなことで、先生方が病休や産休など、何か超過勤務をしなければいけない状況のときに、現場の先生方が代替りの先生を探すのが大変だというお話をよく耳にするのですが、この採用人数というのは、ぴったりの数字になってしまうのか、それとも先生方が少しゆとりのあるような採用になってるのかといったところを教えてください。

○学校人事課長

今、ご質問のあった中で、病気による教員の代替教員については、正規教員を当てることができない制度になっていますので、どうしても講師を探すこととなります。ですので、現状、講師不足の状況がございます

ので、学校現場が苦慮しているのは事実です。この採用選考検査の採用数は主には退職者数で算出してまいります。定年退職はある程度しっかりと読めるのですが、普通退職であるとか希望退職の数が年度末で確定していきますので、今、示してある予定者数で取るというよりは、現状をしっかりと把握しながら、そのときに可能な対応をとっていきたいと考えています。

○教育長

ほかにございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、次に、新潟市総合計画の策定状況について、教育総務課から説明をお願いいたします。

○教育総務課長

新潟市総合計画の策定状況についてご説明させていただきます。

はじめに、現行計画についてですが、当市では現在、「にいがた未来ビジョン」という、平成 27 年から令和 4 年までの 8 年間の、本市が目指す姿を示したまちづくり等の計画がございます。現在の総合計画が今年度末で終了することを受けまして、新たに新潟市の総合計画を策定する必要がございます。現在、市の内部で案として作成したものを市議会にご説明し意見をいただいているところでございます。配付させていただきました資料のうち、報告の 14 ページから 17 ページは総合計画の考え方や基本構想の案、または人口ビジョンなどが記載されておりますが、ポイントのみをご説明させていただきたいと思っております。

はじめに、14 ページ左側でございます 1、次期総合計画の構成ですが、基本構想、基本計画、実施計画の 3 層構造となっております。基本構想は市における総合的かつ計画的な行政の運営を図るために定める構想。基本計画はそれを実現するための基本的な計画で、市政全般にかかる政策及び施策の基本的な方向を総合的かつ体系的に定めたものでございまして、実施計画はそれを実現するための取組みとなっております。計画期間は令和 5 年度から 12 年度までの 8 年間になります。右側の 2、基本的な考え方のうち、中ほどにある考え方でございますが、新潟市が大切にすべきことは、市民が将来に明るい夢や希望を持つことができ、心豊かに暮らし続けることであり、そのためにはまちづくりの方向性として活力あふれるまちづくりと持続可能なまちづくり、この二つをキーワードとして掲げております。その二つをまちづくりの理念とし、将来想定される変化や課題を見据えながら、人口減少をやわらげ、人口減少に適用し、将来世代まで心豊かに暮らせる新潟市を築いていくことが長期的な方向性となっております。

次の 15 ページが、いわゆる基本構想の案となります。はじめに、まちづくりの理念でございますが、みんなで新潟市の強みを生かし、人口減少時代に躍進する活力あふれるまちづくり、持続可能なまちづくりを進めるとなっております。全国的な人口減少や頻発、激甚化する自然災害、新型コロナウイルス感染症など、時代潮流の変化を背景に、これか

らのまちづくりはSDGsの考え方を踏まえながら、さまざまな分野、場面で国内外から選ばれる活力あふれるまちづくり、豊かな調和を未来へつなぐ持続可能なまちづくりを進めていくことが重要であり、このようなまちづくりの理念のもと、将来にわたって新潟市ならではの心豊かな暮らしができるまちの実現を目指し、将来世代へ引き継いでいくということです。本市ならではの心豊かな暮らしとほどのようなものかを表したものが下の目指す都市像として示されておりまして、田園の恵みを感じながら心豊かに暮らせる日本海拠点都市となっております。左下の図はまちづくりの理念と目指す都市像の関係性を示したイメージとなっております。右側がその具体的なイメージとなっております。

16 ページをご覧ください。総合計画の全体構成ですが、左側にございますように、今ほどご説明した基本構想の下に基本計画があり、その具体的な取組みとして実施計画がございます。現在はこのうちの基本構想と基本計画を策定している段階であり、この後ご説明する教育の分野が基本計画の一部にあっております。具体的取組みでございます実施計画は、基本構想、基本計画の素案ができあがった6月以降を目途に作成していく流れとなっております。

次に、成果指標でございますが、基本構想、基本計画の進捗状況を図るものとして、総合指標、政策指標とがあり、総合指標は右側に記載の四つとなっており、政策指標は各分野ごとに定める形になっております。政策指標の考え方、次の人口ビジョンの内容につきましては、別途ご確認いただければと思います。

19 ページをご覧ください。19 ページから24 ページまでは子育て、教育、健康で安心な暮らしについての基本計画の概要となっております。私からは保育の分野である、「これからの社会をたくましく生き抜く力の育成」についてご説明させていただきますが、子育て、教育、暮らしの分野において密接する部分もございますので、ほかの分野の資料も本日御用意させていただきました。

21 ページをご覧ください。はじめに、21 ページに記載されているのは、現計画「にいがた未来ビジョン」におけるこれまでの取組みと成果をお伝えした内容となっております。1「確かな学力・豊かな心・健やかな身体を育む教育の推進」では、GIGAスクール構想を推進し、一人1台のICT端末を整備したほか、幼児教育から中学校教育までの一貫した教育やアグリスタディプログラムなどに基づく農業や食に対する理解を深める取組みなどを推進いたしました。

2 番目、「教育環境の整備」では、教職員がいきいきと子どもに向き合える教育環境を整えるため、多忙化解消行動計画を策定したほか、義務教育職員の権限移譲に合わせ、32 人以下学級を小学校第3、第4学年まで拡充いたしました。

3 番の、「読書活動と読書環境の充実」では、ブックスタート事業を継続

させ、第3次新潟市子ども読書活動推進計画を推進したほか、4番の「多様なニーズに応じた学習機会の充実」では、生涯学習ボランティア育成講座や研修、講演、講師紹介ガイドブックの発行などを実施し、循環型生涯学習を推進いたしました。

5番目の「地域とつながり、地域に開かれた特色ある学校づくり」では、区教育ミーティングなどの実施による地域連携や地域教育コーディネーターの全校配置を進めたほか、コミュニティ・スクールの本格導入に向けたモデル実施を行いました。

右側にあります本市新潟市の現状と課題ですが、将来の夢や目標を持っている児童生徒の割合は、残念ながら伸び悩んでいる状況でございますが、これまでの取り組みにより、自己肯定感が高く、主体的に物ごとを成し遂げ、地域に愛着を持った児童生徒の割合は伸びてきているという結果が出ております。一方、左下にあるように、将来の課題として、教育のデジタル化や人口減に伴う新たな教育環境への対応が求められる中、今後の方向性について三つの柱を立てて重点を置くこととしています。

次のページをご覧ください。先ほど申し上げたように、こちらはあくまで概要版となっておりますが、こちらが本冊になります。こちらはまだ作成途中でございまして、今、お示しできるのは概要版となります。基本的には現在の教育ビジョンを基本に作成しております。大項目三つ1, 2, 3とございますが、こちらは教育ビジョンと表現が変わってしまっております。それはなぜかといいますと、今回策定するのは市全体の総合計画という位置づけでございますので、基本的に市長が定めている教育大綱に掲げている表現をベースに表記を変えさせていただいております。ただ、中身につきましては基本的には教育ビジョンがベースとなっております。

一つ目の柱である「学力・体力に自信を持ち、世界とともに生きる心豊かな子どもを育む学校教育の推進」でございます。学力の向上、生きる力の育成につきましては、自ら主体的に判断し、他者と共同するほか、キャリア教育の推進により自分らしく生きる資質、能力を育成してまいります。また、コミュニケーション能力の育成のほか、ICT機器の積極的な活用などにより、持続可能な社会を築くための実践力を育成してまいります。豊かな心と健やか体の育成では、いじめや不登校において予防的な指導や一人ひとりに対応する課題解決的な指導を行うほか、特別支援教育の推進により、就学時から社会参加まで切れ目のない支援を充実させます。安心して学べる環境づくりでは、交通事故防止などへの体制づくりや防災教育の充実、学習支援などといった教育機会の確保に向けた取り組みを推進するほか、持続可能な教育環境の提供では、望ましい学校規模の実現や教職員の働き方改革などを進めてまいります。

次に2番目「創造力と人間力あふれる市民が学び育つ生涯学習の推

進」です。家庭教育の充実と子育て支援におきましては、各種子育て支援施策と連動した家庭学習の充実を図るほか、子どもの読書活動を推進してまいります。2番目の循環型生涯学習の推進では、大学など高等教育機関や企業と連携しながら、時代や社会の変化に応じて多様な学習機会を提供するほか、生涯学習ボランティアの育成などを進めてまいります。

次に、3番目「地域との連携による開かれた学びの推進」です。地域と学校、社会教育施設の協働では、地域とともにある学校を目指し、学校と社会教育施設、家庭、地域をつなぐネットワークづくりをさらに推進するとともに、地域団体とも連携・協働しながら、地域課題の解決を支援してまいります。教育施策を進めるうえで重視する政策指標(案)といたしましては、右側にごさいますように、①から⑤までの指標を選ばせていただいております。教育ビジョンに記載している指標もごさいます。教育ビジョンの指標は具体の取組みにかかる指標が多いということから、別途、施策レベルで評価などが可能となるような内容を選定させていただいたものでございます。先ほど申し上げました今後の方向性との関連でいいますと、施策1に諮るものとしては、政策指標①、②、③、⑤、施策2を諮るものとしては、指標④、施策3を諮るものとしては、指標④、⑤としております。なお、25ページ以降は政策指標の一覧表のうち教育分野を抜粋したものでございまして、設定の考え方などが記載されておりますが、そちらにつきましては後ほどご覧いただければと思っております。

説明は以上となりますが、現在、市議会で概要を説明させていただき、議会側からは、例えば不登校生徒に対する支援として、地域などと連携した表記があってもいいのではないかと、少人数学級など学習環境の改善についての表記があってもいいのではないかと。安心して学べる環境づくりの中で、現代的課題として、感染症対策を加えられないかといった内容のご意見をいただいております。現在、市内部で調整、協議をしているところでございます。今後は、議会の意見を踏まえた基本構想、基本計画の素案を6月ころをめぐりにまとめ、年度内に市議会の議決をいただくとともに、具体の取組みである実施計画を策定していく予定となっております。

説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

○教育長

ただいまの説明にご意見、ご質問がありましたらお願いします。

○五十嵐委員

新潟市全体の総合計画の中にSDGsがだいぶ取り入れられたということで、教育に関しても今お話がありましたとおり、各ゴールに紐づけされた柱ができたということで、非常にいいことかと思えます。私もSDGsのコンサルタントをしていますので、企業導入などにもかかわっていますけれども、最近、いろいろな業界で懸念が出てきているのは、一気にSDGsが広まりすぎて、本質を理解しないまま導入して自縄自縛になってしま

っている企業がすごく多いのです。教育の現場においては、令和 2 年度に導入された教科書を見ても小中学生のほうがSDGsを学んでいるので、子どものほうが大人より理解している部分が出てきかねないわけで、我々自身もというか教育委員会のほうも市のほうもSDGsに関する理解をアップデートするような機会を定期的に設けていただかないと、正しいと思って諮っているものが正しくなかったというケースが出てきかねないので、その辺はご留意いただければと思います。意見としてお願いいたします。

○田中委員

政策指標の件についてなのですが、これまで、例えば教育ビジョンなどでの成果指標などでは、どちらかと、「できた」、「できない」、「やった」、「やらない」といったゼロイチ的な評価がわりとあつたりしていたのです。それについて、先ほど課長の説明にもありましたように、政策レベルで評価可能となるものということで、大変いい指標を設定していると思います。私も今までの、例えば全国学力学習状況調査であったり、市の生活学習意識調査などの中で、この定例会でも報告されていますけれども、ここに出てくる五つの政策指標については本当にとっても大事な側面ですし、これを基準としながら、子どもたちあるいは教育の方向がどうかということをしっかり見定めていくことはとても大事なことで考えています。

そうしたときに、一つお願いなのですが、報告の 26 ページの 29 番、「将来の夢や目標を持っています」と回答した児童生徒の割合の指標設定の考え方についてです。ここにも色々書いてあるのですが、この中に、できたらぜひ入れていただきたい文言が、報告 21 の右側の新潟市の現状・課題の(1)「将来に夢や目標を持っていますと回答した児童生徒の割合」の矢印のところの、「夢や希望を持って人生を送る」という表現です。私はやはり、将来の夢や目標を持つということについて、子どもたちが夢や希望を持って自分の人生を作っていくのだということはとても大事だと思うのです。ほかの部分については、報告 21 の矢印のあとの説明がほしいここに生かされているのだけれども、このところだけが、「夢や希望を持って」という大事な文言が入っていないのです。できたら、それを入れていただくと、非常にいい文章になるのではないかと思います。よろしくお願いします。

○教育総務課長

ここここは直っているつもりでしたのですが、今、ご指摘を受けまして、早速訂正したいと思います。

○田中委員

これは、市長部局に確認しないで、ここで直しますと言えるのですか。

○教育総務課長

確認します。

○田中委員

直す方向で。

○教育総務課長

一応、そこを確認したうえで。

○島山委員

先ほどのご説明の中の、教育大綱について、中身は同じだけれども表記は違っていますというお話ですが、それは、ゆくゆくは表記が同じにな

っていくのでしょうか。それとも、大綱があつて、それはそれで違つていいということなのでしょうか。

○教育総務課長 教育大綱はあくまで新潟市長が定める、考える教育のあり方となりますし、教育ビジョンは教育委員会の中で定める教育のあり方ということですので、若干、視点のあり方が違う部分がございます。大きな方向感是一緒なのですけれども、市教委の取組みで考える教育の考え方とは、少し表現のずれと申しますか、特にニュアンスの違う部分がございます。そこは今後、一緒になるというものではないです。

○教育長 ほかにございますでしょうか。

よろしければ、この案件は終了させていただきます。

第4 次回日程

○教育長 続きまして、日程第4の次回日程について、教育総務課から説明をお願いします。

○教育総務課長 では、5月の定例会でございますが、5月31日(火)午後3時30分から予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

○教育長 以上で公開案件を終了いたします。

これより定例会を非公開といたしますので、傍聴の方、報道の方については、ここで退席をお願いいたします。

第5 付議事件(非公開)

○教育長 これより定例会を再開し、付議事件に入ります。令和4年5月臨時会の議案について、教育総務課から説明をお願いいたします。

○教育総務課長 (令和4年5月臨時会の議案について説明)

○教育長

それでは、ただいまの説明にご質問やご意見のある方は、挙手のうえ、ご発言願います。

○大宮委員

○学校支援課長

○大宮委員

○学校支援課長

○大宮委員

○乙川委員

○教育長

○学校人事課長

- 教育長
- 学校支援課長

- 乙川委員
- 畠山委員

- 学校支援課長

- 畠山委員
- 教育総務課長

- 畠山委員

- 教育長
- 五十嵐委員

○教育長

○五十嵐委員

○教育総務課長

○教育長

○五十嵐委員

○教育長

○乙川委員

○中津川委員

○学校支援課長

○中津川委員

○教育総務課長

○中津川委員

○教育長

ほかにございますでしょうか。ないようですので、議案については、議案どおりということよろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、以上で付議案件を終了します。

第6 定例会閉会

○教育長

以上で、本日のすべての日程を終了し、これで定例会を閉会いたします。

事前にいただき 「新型コロナウイルス感染状況について」

た御意見等

・児童生徒の感染者数が増えている中で、もう一度ワクチン接種についてお知らせを流すなどしても良いのではないかと(齋藤委員)

・学校の子どもたちを守るためにも、ワクチンを接種する体制を市・県で検討していただきたい(齋藤委員)

以上、会議のてん末を承認し、署名する。

署名委員

齋藤 昭彦

署名委員

乙川 千香